

○海上自衛隊所属国有財産（航空機）取扱規則

昭和42年12月12日
海上自衛隊達第73号

- 改正 昭和43年6月26日 海上自衛隊達第36号〔父島基地分遣隊等及び岩国航空分遣隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達16条による改正〕
- 昭和44年7月29日 海上自衛隊達第10号〔航空集団の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達7条による改正〕
- 昭和44年11月12日 海上自衛隊達第63号〔第1次改正〕
- 昭和47年1月8日 海上自衛隊達第1号〔第2次改正〕
- 昭和48年2月19日 海上自衛隊達第7号〔船舶及び航空機の配属、装備、総表等に関する達附則5項による改正〕
- 昭和49年3月8日 海上自衛隊達第10号〔第3次改正〕
- 昭和49年6月3日 海上自衛隊達第31号〔第4次改正〕
- 昭和53年2月28日 海上自衛隊達第8号〔海上自衛隊の中期業務見積り及び年度業務計画に関する達附則10項による改正〕
- 昭和55年2月20日 海上自衛隊達第4号〔第5次改正〕
- 昭和56年1月23日 海上自衛隊達第3号〔第6次改正〕
- 昭和56年3月26日 海上自衛隊達第15号〔音響業務支援隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達17条による改正〕
- 昭和58年3月28日 海上自衛隊達第13号〔航空分遣隊の廃止及び航空隊（丁）の新設に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達11条による改正〕
- 昭和58年6月8日 海上自衛隊達第23号〔第7次改正〕
- 昭和61年4月30日 海上自衛隊達第10号〔海上自衛隊の中期業務見積り及び年度業務計画に関する達の一部を改正する達附則4項による改正〕
- 昭和62年11月27日 海上自衛隊達第34号〔航空集団の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達14条による改正〕
- 昭和63年12月13日 海上自衛隊達第38号〔海上幕僚監部の改組に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達12条による改正〕
- 平成元年3月4日 海上自衛隊達第6号〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達31条による改正〕
- 平成4年4月10日 海上自衛隊達第18号〔硫黄島航空基地隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達4条による改正〕
- 平成5年4月1日 海上自衛隊第14号〔行政文書の用紙規格のA判化に伴う勤務評定の実施に関する達等の一部を改正する達17条による改正〕
- 平成7年12月26日 海上自衛隊達第33号〔第8次改正〕

平成10年12月2日 海上自衛隊達第30号〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達33条による改正〕

平成13年1月6日 海上自衛隊達第1号〔中央省庁等改革関係法等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達12条による改正〕

平成13年9月13日 海上自衛隊達第43号〔第9次改正〕

平成18年7月28日 海上自衛隊達第29号〔内部部局等の改編に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達第13条による改正〕

平成19年1月9日 海上自衛隊達第1号〔防衛省移行に伴う関係自衛隊達等の整理に関する達第31条による改正〕

平成19年8月30日 海上自衛隊達第27号〔防衛施設庁の廃止等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達第10条による改正〕

平成20年3月26日 海上自衛隊達第20号〔体制移行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達21条による改正〕

平成20年4月30日 海上自衛隊達第36号〔海上自衛隊史取扱規則等の一部を改正する達第20条による改正〕

平成23年4月1日 海上自衛隊達第11号〔防衛省行政文書管理規則の制定に伴う関係海上自衛隊達の一部を改正する達第2条による改正〕

平成27年10月1日 海上自衛隊達第25号〔海上自衛隊所属国有財産（航空機）取扱規則の一部を改正する達による改正〕

平成28年7月1日 海上自衛隊達第31号〔海上自衛隊所属国有財産（航空機）取扱規則の一部を改正する達による改正〕

平成31年4月26日 海上自衛隊達第11号〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達による改正〕

令和元年6月27日 海上自衛隊達第7号〔不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達による改正〕

令和元年7月22日 海上自衛隊達第10号〔防衛省における文書の形式に関する訓令等の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達による改正〕

令和4年1月25日 海上自衛隊達第1号〔海上自衛隊所属国有財産（航空機）取扱規則の一部を改正する達による改正〕

防衛省所属国有財産（航空機）の取扱いに関する訓令（昭和40年防衛庁訓令第24号）第17条の規定に基づき、海上自衛隊所属国有財産（航空機）取扱規則を次のように定める。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 職責（第5条—第13条）

第3章 管理

第1節 供用（第14条）

第2節 取得（第15条—第17条）

第3節 所管換及び所属替（第18条—第20条）

第4節 供用替（第21条・第22条）

第5節 使用（第23条）

第6節 維持（第24条—第29条）

第7節 被害等（第30条）

第8節 用途廃止（第31条—第34条）

第4章 雑則（第35条—第38条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、海上自衛隊所属の国有財産（航空機）の取扱いに関して必要な細部事項を定めるものとする。

（通則）

第2条 海上自衛隊所属の国有財産（航空機）の取扱いについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）、国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）、国有財産法施行細則（昭和23年大蔵省令第92号）、防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号。以下「防衛省規則」という。）及び防衛省所管国有財産（航空機）の取扱いに関する訓令（昭和40年防衛庁訓令第24号。以下「訓令」という。）並びに他の法令に定めるもののほか、この達の定めるところによる。

（定義）

第3条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 「属具」とは、航空機に装着されている物件及び航空機の運用上これに附属するもの（主として陸上で保管する治工具、図書、図面及びこれらに類する物件を除く。）であつて、第36条に規定する主物及び主要設備の区分及び細分表に掲げる諸装置類及びこれらに関連装着されている物件をいう。
- （2） 「改造」とは、航空機の全面的改装若しくは一部を取壊して航空機の重量、強度、動力装置の機能、飛行性その他耐空性（以下この号において「航空機の耐空性等」という。）に重大な影響のある改装又は航空機の耐空性等に重大な影響はないが台帳価格において500万円以上の変動を伴う改装をいう。
- （3） 「整備」とは、手入れ、防せい、塗粧、点検、検査、試験、修理（調整及び交換を含む。）及び改造をいう。
- （3）の2 「管理」とは、防衛省規則第7条に規定する取得、維持、保存及び運用をいう。
- （4） 「供用」とは、海上自衛隊所属の航空機を供用部隊の使用に供することをいう。
- （5） 「供用替」とは、供用部隊の間において航空機の供用を移し替えることをいう。

- (6) 「供用航空機」とは、供用部隊に供用された航空機をいう。
- (7) 「供与航空機」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（昭和29年条約第6号。以下「援助協定」という。）に基づくアメリカ合衆国政府（以下「合衆国政府」という。）の完成品計画により無償で供与された航空機をいう。
- (8) 「供用部隊」とは、航空機の供用を受けている航空群、教育航空群、第61航空隊、第111航空隊、航空隊（丙）、第211教育航空隊、第212教育航空隊及び砕氷艦並びに自衛隊法（昭和29年法律第165号。以下「自衛隊法」という。）第22条第2項の規定に基づき臨時に編成された部隊のうち、海上幕僚長が指定する部隊をいう。
- (9) 「保管部隊」とは、航空機を保管する整備補給隊をいう。
- (10) 「保有部隊」とは、供用部隊の編成に加わる航空隊（第61航空隊、第111航空隊、及び航空隊（丙）にあつては飛行隊）及び航空機を保有する教育航空隊（第211教育航空隊及び第211教育航空隊にあつては教育飛行隊）並びに航空機を搭載する自衛艦をいう。
- (11) 「所持部隊」とは、供用部隊以外の部隊で、航空機を一時的に所持及び使用する航空隊、整備補給隊、教育航空隊、航空修理隊、海上自衛隊航空補給処及び航空機を搭載する自衛艦並びに自衛隊法第22条第2項の規定に基づき臨時に編成された部隊のうち、海上幕僚長が指定する部隊をいう。

（防衛出動等における処理）

第4条 航空集団及び教育航空集団（以下「航空集団等」という。）の長又は供用部隊の長は、防衛出動、治安出動、災害派遣及び地震防災派遣並びにこれらの訓練演習における緊急処理を要する事項について、この達の規定により難いときは、その処理を行った後、速やかにその旨を海上幕僚長に報告するものとし、その後の措置については、海上幕僚長の指示によるものとする。

第2章 職責

（海上幕僚長の職責）

第5条 海上幕僚長は、海上自衛隊所属の航空機について、防衛省規則第2条及び第5条並びに訓令第2条の規定に基づく部局の長として当該財産の管理に関する事務の総括を行う。

（装備計画部長等の職責）

第6条 海上幕僚監部装備計画部長（以下「海幕装備計画部長」という。）は、海上幕僚長を補佐し、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 航空機の管理に関する事務の調整をすること。
- (2) 航空機の国有財産増減、現在額及び現状を明らかにすること。
- (3) 航空機に関する国有財産台帳（以下「台帳」という。）に必要な事項を登録すること。

2 海上幕僚監部装備計画部航空機課長（以下「海幕航空機課長」という。）は、供用航空機について、次の各号に掲げる帳簿を備付け、常にその状況を明らかにしておかなければ

ればならない。

- (1) 別記様式第1による航空機供用簿
- (2) 別記様式第2による航空機記録簿
- (3) 別記様式第3による供用航空機増減及び現在額整理簿

(航空集団等の長の職責)

第7条 航空集団等の長は、航空機（当該航空集団等の長の指揮監督を受ける供用部隊に供用された航空機に限る。次項において同じ。）の現状を明らかにしておかなければならない。

2 航空集団等の長は、航空機について随時、その現状を調査し、次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。

- (1) 航空機の使用の適否
- (2) 航空機維持上の不備な点の有無
- (3) その他航空機の管理上必要な事項

(供用部隊の長の職責)

第8条 供用部隊の長は、供用航空機を善良な管理者の注意をもつて維持しなければならない。

2 供用部隊の長は、供用航空機について、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 航空機の管理について調整すること。
- (2) 別記様式第1による航空機供用簿及び別記様式第3による供用航空機増減及び現在額整理簿を備付け、必要な事項を記載すること。
- (3) 航空機等整備規則（平成10年海上自衛隊達第31号。以下「整備規則」という。）による航空機装備品目録、航空機等来歴簿その他航空機の管理に関する書類（以下「装備品目録等」という。）に必要な事項を記載すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、航空機の管理について必要な事務を行うこと。

(事務担当者の指定)

第9条 供用部隊の長は、前条第2項第2号から第4号までに掲げる事務を当該供用部隊の整備補給隊、航空隊整備補給隊、整備隊又は飛行科（以下「整備補給隊等」という。）の長に担当させるものとする。

2 供用部隊の長は、当該供用部隊に整備補給隊等が置かれていない場合には、前項に規定する事務を当該航空基地の整備補給隊の長に依頼するものとする。

(保管部隊の長、保有部隊の長及び所持部隊の長の職責)

第10条 保管部隊の長、保有部隊の長又は所持部隊の長は、航空機を善良な管理者の注意をもつて、それぞれ保管し、保有し、又は所持しなければならない。

(受領官の指名)

第11条 供用部隊の長は、海上幕僚長が受領官を指名する場合を除き、新造、購入、寄附、所管換及び所属替に係る航空機の引渡しを受けようとする場合は、受領官を指名するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、他の供用部隊の長に受領官の指名

を依頼することができる。

- 2 受領官の指名は、別記様式第4による国有財産（航空機）受領官指名簿をもって行うものとする。
- 3 前2項の規定により受領官に指名された者は、訓令第7条の規定に基づき、海上幕僚長から受領官を命ぜられたものとみなす。

（受領官の任務）

第12条 受領官は、航空機の引渡しを受ける場合において、当該航空機がその引渡しに関する書類及び図面等と照合して適格と認めた場合でなければその引渡しを受けてはならない。

- 2 受領官は、航空機の引渡しを受けたときは、別記様式第5による航空機受領調書を作成し、速やかに当該航空機の供用を受ける供用部隊の長に別記様式第6による航空機受領報告書を提出しなければならない。

（受領官の任務等の特例）

第13条 受領官は、引渡しを受ける航空機が防衛装備庁の調達に係る新造又は購入の場合であるときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該航空機の装備品目録によりその数量の確認のみを実施し、その他は防衛装備庁長官の実施する検査をもってこれに代え、防衛装備庁長官の作成に係る納品書・（受領）検査調書（以下「検査調書」という。）に記名押印して受領することができる。この場合において、前条第2項に規定する受領調書は、検査調書をもってこれに代えるものとする。

第3章 管理

第1節 供用

（供用の根拠）

第14条 航空機の供用の根拠は、船舶及び航空機の配属、装備、総表等に関する達（昭和48年海上自衛隊達第7号。以下「配属及び装備等の達」という。）によるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、除籍後、他に転用することが予定されている航空機で当該転用のため除籍前に供用替を行っておく必要がある場合等の供用替については、別記様式第7による海幕装備計画部長の通知によるものとする。
- 3 次条第2項及び第20条第3項の規定により、供用部隊の長が引渡しを受けた航空機は、その引渡しの時から当該部隊に供用されたものとみなす。

第2節 取得

（新造又は購入航空機の受領）

第15条 海幕装備計画部長は、航空機が新造又は購入された場合には、海上自衛隊の中期能力見積り及び年度業務計画に関する達（昭和53年海上自衛隊達第8号）第10条第1項第2号に規定する海上自衛隊年度業務計画細部計画（以下「年度業務細部計画」という。）に基づき、当該航空機を供用部隊の長に供用するため別記様式第8により通知するものとする。

- 2 供用部隊の長は、前項の通知に基づき当該航空機を受領したときは、その受領の日か

ら10日以内に、別記様式第9により海上幕僚長に報告しなければならない。

第16条 削除

(取得報告及び台帳登録)

第17条 海幕装備計画部長は、第15条第2項の報告に基づき、速やかに訓令第3条の規定による防衛大臣への報告の手続をとるとともに、別記様式第10による国有財産（航空機）取得調書を作成し、これに基づいて当該航空機を台帳に登録し、当該調書の写しを当該航空機の供用を受けた供用部隊の長に送付するものとする。

第3節 所管換及び所属替

(所管換)

第18条 海幕装備計画部長は、海上幕僚長が航空機の所管換を受けようとする場合又は部局所属の航空機の所管換の協議に同意しようとする場合には、防衛省規則第14条の規定による防衛大臣への申請の手続をとるものとする。

(所属替)

第19条 海幕装備計画部長は、海上幕僚長が航空機の所属替を受けようとする場合には、訓令第4条の規定による防衛大臣への申請の手続をとるものとする。

(所管換又は所属替の受渡等)

第20条 海幕装備計画部長は、前2条の航空機の所管換又は所属替の申請に対して防衛大臣の承認があつたときは、相手部局と引渡しの詳細取決めを行った上、別記様式第11による国有財産（航空機）所管換所属替受渡証書をもつて航空機の受渡しを行うものとする。

2 海幕装備計画部長は、前項による航空機の受渡しの実施を供用部隊の長に行わせる場合には、受渡しに必要な取決め等についてあらかじめ当該供用部隊の長に通知するものとする。

3 供用部隊の長は、前項の受渡しを行つたときは、第1項に規定する受渡証書に準じた証書を作成し、その写し及び第12条第2項に規定する受領報告書（引渡しを受けた場合に限る。）の写しを添えて速やかに海上幕僚長に報告するものとする。

4 海幕装備計画部長は、所管換又は所属替により航空機の異動を生じた場合には、別記様式第12による国有財産（航空機）所管換所属替調書を作成し、当該調書及び別記様式第11による受渡証書に基づき、これを台帳に登録した後、当該調書の写しを関係の供用部隊の長に送付するとともに、航空機の管理に必要な事項を通知するものとする。

第4節 供用替

(供用替の手続)

第21条 供用部隊の長は、航空機の供用替をするときは、別記様式第13による供用替航空機受渡証書をもつて航空機の受渡しを行うものとする。この場合において、当該受渡証書に記載する受渡期日は、配属及び装備等の達第7条の規定に基づく通知のときは当該航空機の異動の日とし、第14条第2項の規定に基づく通知のときは当該航空機の供用替の日とする。

(航空機供用簿の記載等)

第22条 海幕航空機課長は、配属及び装備等の達第7条の規定により供用航空機の異動があつたときは、遅滞なくこれを航空機供用簿に記載し、供用部隊及び保有部隊における航空機の供用状況を明らかにしておかなければならない。

第5節 使用

(使用)

第23条 海上自衛隊所属の航空機を防衛省所管の他の部局に使用させ、又は防衛省所管の他の部局の航空機を海上自衛隊が使用しようとする場合には、海幕装備計画部長は速やかに関係書類の写しを添えてその旨を供用部隊の長及び関係部隊の長に通知するものとする。

2 供用部隊の長は、前項の通知による航空機を使用し、又は使用させようとする場合、並びにこれらの航空機の使用が終了した場合は、それぞれ別記様式第14による貸付借受航空機受渡証をもって当該航空機を受渡しを行うものとする。

3 供用部隊の長は、前項による航空機を受渡しがあつた場合は、その都度、貸付借受航空機受渡証の写しを添えて遅滞なく海上幕僚長に報告するものとする。

第6節 維持

(供用航空機の維持)

第24条 供用航空機の維持は、特に定めのある場合を除き、整備規則によるものとする。

(整備のための引渡し)

第25条 供用部隊の長は、供用航空機を整備のために他に引き渡す場合は、別記様式第15による整備航空機引渡証書にその装備品目録等（当該整備に必要とするものに限る。次条及び第27条において同じ。）を添えて、当該航空機を引き渡すものとする。ただし、引渡しの相手が海上自衛隊の部隊である場合は、整備航空機引渡証書の授受を省略することができる。

2 供用部隊の長は、前項の場合において、自衛隊以外の事業所（以下「部外工場」という。）に引き渡したときは、別記様式第16により遅滞なく海上幕僚長に報告するものとする。

3 海幕航空機課長は、前項の報告に基づき、当該航空機記録簿に必要な事項を記載しておかなければならない。

(装備品目録等の記入)

第26条 航空修理隊司令及び整備補給隊等の長は、航空機を整備を実施したときは、当該航空機の装備品目録等に必要な事項を記入しなければならない。

(整備した航空機を受領等)

第27条 供用部隊の長は、供用航空機を整備が完了し、その引渡しを受ける場合には、検査調書（海上自衛隊の部隊における整備の場合を除く。）及び装備品目録等によりその引渡しを受けるものとする。

2 供用部隊の長は、整備した航空機の引渡しを部外工場から受ける場合には、第21条及

び第13条に規定する受領の要領に準じて受領者にこれを行わせるものとする。

3 供用部隊の長は、前項の引渡しを受けたときは、別記様式第17により遅滞なく海上幕僚長に報告するものとする。

4 海幕航空機課長は、前項の報告に基づき、当該航空機記録簿に必要な事項を記載するものとする。

(属具の増減の措置等)

第28条 供用部隊の長は、修理、改造その他の理由により、供用航空機の属具を新たに取
り付けたときは当該物件を国有財産に、属具を取壊して当該航空機に使用しなくなった
ときはこれを物品にそれぞれ編入するものとする。この場合において、供用部隊の長は
別記様式第18による供用航空機属具変更報告書をもつて遅滞なく海上幕僚長に報告する
ものとする。ただし、当該航空機を整備するために同型の属具の交換を行つた場合の報
告は行わないものとする。

2 海幕装備計画部長は、前項の報告に基づき、別記様式第19による国有財産（航空機）
台帳変更調書を作成して当該航空機の台帳にその増減を登録し、供用部隊の長にその旨
を通知するものとする。この場合における改造、属具取付、属具取こわし等の台帳に登
録する異動の期日は、工事完了による引渡しの日とする。

(属具を交換した場合の処理)

第29条 供用部隊の長は、供用航空機について同型の属具の交換を行つた場合は、別に定
めるところにより、当該属具の受払いの手続をとり、国有財産の増減としない。この場
合において、当該属具が整備規則第22条の規定による来歴簿に記載されているものであ
るときは、当該来歴簿にその旨を記載するものとする。

第7節 被害等

(供用航空機の滅失、き損等の場合の措置)

第30条 供用部隊の長は、天災その他の事故により供用航空機を滅失又はき損した場合に
は、別記様式第20による供用航空機被害報告書により、その事実の発生した日から20日
以内に海上幕僚長に報告するものとする。

2 供用部隊の長は、供用航空機が不測の衰朽その他の事由により、海上自衛隊の使用す
る航空機として使用に堪えないものと認めたときは、遅滞なくその事由、現状その他必
要とする事項を記載した報告書を海上幕僚長に掲出するものとする。

3 海幕装備計画部長は、第1項の報告に基づき、速やかに損害見積価格及び復旧の可否
等を検討の上、その損害見積価格が500万円を超える場合には、訓令第8条第1項の規定
による被害の報告の手続をとるものとする。

4 海幕装備計画部長は、航空機が滅失又はき損した場合においては、別記様式第21によ
る国有財産（航空機）被害調書を作成し、これに基づき、滅失の場合は当該航空機の国
有財産からの除外をもって台帳を整理し、別記様式第22によりその旨を、き損の場合は
被害調書の写しを添えて復旧の有無を供用部隊の長に通知するものとする。

5 供用部隊の長は、航空機の被害が第三者の行為により発生したと認められる場合にあ

つては、遅滞なく国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第12条第4号に掲げる事実を海幕装備計画部長及び当該航空基地又は当該艦船を管轄する地方総監部の歳入徴収官に通知するものとする。

- 6 海幕航空機課長は、第1項の供用航空機被害報告書に基づき、当該航空機記録簿に被害の概要及び復旧の有無を記載するものとする。

第8節 用途廃止

（用途廃止の手続）

第31条 海幕装備計画部長は、年度業務細部計画において、用途廃止を予定する供用航空機が配属及び装備等の達第7条の規定により除籍された場合又は海上幕僚長が、前条第1項の供用航空機の被害報告について、当該航空機を復旧することが明らかに不経済と判断した場合若しくは前条第2項の報告について、当該航空機が海上自衛隊の航空機として使用に堪えないものと判断した場合は、速やかに訓令第6条の規定による防衛大臣に対する用途廃止の申請の手続をとるものとする。

（用途廃止の場合の措置）

第32条 海幕装備計画部長は、前条の用途廃止の申請に対する防衛大臣の承認があつたときは、別記様式第23による国有財産（航空機）用途廃止調書を作成し、これに基づいて当該航空機の台帳に必要な事項を登録した上、別記様式第24により供用部隊の長に当該航空機の商品への編入を通知するものとする。

- 2 供用部隊の長は、前項の通知に基づき航空機を商品に編入するに当たっては、当該航空機が供与航空機であるものについては、別記様式第25による返還航空機調査表を作成し、除籍の日から10日以内に海幕装備計画部長に送付するものとする。
- 3 供用部隊の長は、前項により航空機を商品に編入するときは、前項による通知の写しを添えて別に定めるところにより当該航空機を当該供用部隊の分任物品管理官に引き渡すものとする。
- 4 供用部隊の長は、前項の規定により航空機を分任物品管理官に引き渡したときは、別記様式第26により遅滞なく海上幕僚長に報告するものとする。

（供与航空機の返還等の手続）

第33条 海幕装備計画部長は、用途廃止された供与航空機の返還について合衆国政府から通知があつたとき、又は用途廃止された援助協定により共同経費分担計画に基づいて生産された航空機（以下「共同生産機」という。）について合衆国政府の取り分決定の通知があつたときは、その旨を分任物品管理官に通知するものとする。

- 2 分任物品管理官は、共同生産機について前項の通知を受けたときは、速やかに別記様式第25による共同生産機（合衆国政府取り分）調査表を作成し、海幕装備計画部長に送付するものとする。

（供与航空機等の返還の実施要領等）

第34条 供与航空機の返還及び共同生産機（合衆国政府取り分）の引渡し（以下「供与航空機等の返還」という。）の実施要領は、この達に定めるもののほか、別に定めるところ

ろによる。

2 分任物品管理官は、前項の規定により供与航空機等を返還する場合には、合衆国政府の受領者（合衆国政府の指定する業者を含む。）から受領書を徴して行うものとし、当該航空機（装備品目録等を含む。）の変還を完了したときは、受領書の写し2部を添えてその旨を海上幕僚長に報告するものとする。

3 海幕装備計画部長は、前項の報告があつたときは、受領書の写しを防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官に送付するものとする。

第4章 雑則

（台帳登録事項の記載要領）

第35条 この達に定めるもののほか、台帳に登録する事項の記載要領は、名称、用途及び型式については、それぞれ配属及び装備等の達第7条の規定に基づく通知に記載する当該航空機の番号、種別及び型式欄に掲げるところにより、異動年月日、価格及び増減事由については、それぞれ訓令第11条から第13条までの規定するところによるものとする。

（主物及び主要設備の区分等）

第36条 航空機の管理事務を適切に実施するため航空機の主物主要設備の区分及び細分をそれぞれ別表第1及び別表第2のとおりとする。

（海上幕僚長への報告の特例）

第37条 第15条第2項及び第30条第1項の規定に係る報告において、到着期日が遅延するおそれがある場合に限り、直接海上幕僚長に報告するとともに上級部隊の長に対してはその写しを送付するものとする。

（委任規定）

第38条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項は、航空集団等の長が定めることができる。

附 則

1 この達は、昭和43年1月1日から施行する。

2 海上自衛隊航空機管理規則（昭和36年海上自衛隊達第98号）は、廃止する。

附 則〔父島基地分遣隊等及び岩国航空分遣隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和43年6月26日から施行する。

附 則〔航空集団の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和44年7月29日から施行する。

附 則〔第1次改正による附則〕

この達は、昭和44年11月15日から施行する。

附 則〔第2次改正による附則〕

この達は、昭和47年1月8日から施行し、昭和46年12月20日から適用する。

附 則〔船舶及び航空機の配属、装備、総表等に関する達の附則抄〕

1 この達は、昭和48年2月20日から施行する。

附 則〔第3次改正による附則〕

この達は、昭和49年3月8日から施行し、昭和49年2月16日から適用する。

附 則〔第4次改正による附則〕

この達は、昭和49年6月3日から施行し、昭和49年5月16日から適用する。

附 則〔海上自衛隊の中期業務見積り及び年度業務計画に関する達の附則抄〕

- 1 この達は、昭和53年4月1日から施行し、昭和55年度以降の年度を対象として作成する中期業務見積り及び昭和53年度以降を対象として作成する年度業務計画から適用する。

附 則〔第5次改正による附則〕

この達は、昭和55年2月20日から施行する。

附 則〔第6次改正による附則〕

この達は、昭和56年1月23日から施行する。

附 則〔音響業務支援隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和56年3月27日から施行する。

附 則〔航空分遣隊の廃止及び航空隊（丁）の新設に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和58年3月30日から施行する。

附 則〔第7次改正による附則〕

この達は、昭和58年6月8日から施行する。

附 則〔海上自衛隊の中期業務見積り及び年度業務計画に関する達の一部を改正する達の附則抄〕

- 1 この達は、昭和61年4月30日から施行し、改正後の海上自衛隊の中期業務見積り及び年度業務計画に関する達の規定は昭和62年度以降の年度を対象として作成する中期能力見積り及び昭和61年度以降を対象として作成する年度業務計画から適用する。

附 則〔航空集団の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和62年12月1日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部の改組に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和63年12月15日から施行する。

附 則〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

- 1 この達は、平成元年3月4日から施行する。
- 2 この達の施行の日以後において、昭和に係る報告、通知等を行う場合にあっては、当該報告、通知等を行う場合に用いる様式中「平成」とあるのは、「昭和」と読み替えるものとする。
- 3 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔硫黄島航空基地隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附

則]

この達は、平成4年4月10日から施行する。

附 則〔行政文書の用紙規格のA判化に伴う勤務評定の実施に関する達等の一部を改正する達の附則〕

- 1 この達は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則〔第8次改正による附則〕

この達は、平成7年12月26日から施行する。

附 則〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成10年12月8日から施行する。

附 則〔中央省庁等改革関係法等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

- 1 この達は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達の改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔第9次改正による附則〕

この達は、平成13年9月13日から施行する。

附 則〔内部部局等の改編に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則〔防衛省移行に伴う関係自衛隊達等の整理に関する達の附則抄〕

- 1 この達は、平成19年1月9日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式（この達の第30条による改正前の様式を除く。）の用紙は、当分の間これを補正して使用することができる。

附 則〔防衛施設庁の廃止等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則〔体制移行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成20年3月26日から施行する。

附 則〔海上自衛隊史取扱規則等の一部を改正する達の附則〕

この達は、平成20年4月30日から施行する。

附 則〔防衛省行政文書管理規則の制定に伴う関係海上自衛隊達の一部を改正する達の附則〕

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則〔海上自衛隊所属国有財産（航空機）取扱規則の一部を改正する達の附則〕

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則〔海上自衛隊所属国有財産（航空機）取扱規則の一部を改正する達の附則〕

この達は、平成28年7月1日から施行する。

附 則〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

- 1 この達は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この達の施行の日以後において、平成に係る報告、通知等を行う場合にあっては、当該報告、通知等を行う場合に用いる様式中「令和」とあるのは、「平成」と読み替えるものとする。
- 3 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔防衛省における文書の形式に関する訓令等の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、令和元年7月22日から施行する。

附 則〔海上自衛隊所属国有財産（航空機）取扱規則の一部を改正する達の附則〕
(施行期日)

- 1 この達は、令和4年1月25日から施行する。
(経過措置)
- 2 この達の施行の際、現にあるこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

別記様式第1（第6条、第8条、第22条関係）

航空機供用簿

供用部隊名						
保有部隊名						
型式	機番号	供 用		供 用 解 除		記 事
		年 月 日	前供用部隊	年 月 日	後供用部隊	

記載要領

- 1 供用簿は、保有部隊ごとに作成する。
- 2 「前供用部隊」又は「後供用部隊」欄には、供用を受ける前又は供用解除後の供用部隊（新造、購入、所属替等にあつては、事業所、会社、部局）を記入する。
- 3 「記事」欄には、供用又は供用解除の根拠となった文書の発簡番号、年月日及び供用又は解除となった事由用語（新造、購入、所管換、所属替、供用替又は除籍）を記入する。
(日本産業規格A列4番)

別記様式第2（第6条、第25条、第27条、第30条関係）

航空機記録簿

種目	型式	機番号	用途	製造年月日	製造会社	製造番号
年月日	記事	事業所	供用部隊	備考		

記載要領

- 1 年月日欄には、整備実施の事業所の引き渡した期日を上段に、受領した期日を下段にそれぞれ記入し、被害の場合にあつては、その事故発生の期日を記入する
- 2 記事欄には、主として行う整備の事由（例 PAR、S/R、改造）又は被害の概要を記入する
- 3 事業所欄には、整備の工事实施事業所名又は被害修復事業所名、部隊名等を記入し、修復を行わなかったときは、「修復せず」と記入する。

(日本産業規格A列4番)

別記様式第3（第6条、第8条関係）

供用航空機増減及び現在額整理簿

種目										
異動 年月日	型式	機番号	増減 事由 用語	増額		減額		現在額		備考
				数量	価額(円)	数量	価額(円)	数量	価額(円)	

記載要領

- 1 飛行機、回転翼航空機ごとに別葉とする。
- 2 現在額欄は、異動のあった日における供用航空機の合計機数及び各種の現在額の合計額を記入する。
- 3 備考欄は、根拠となった文書の発簡番号及び年月日を記入する。
- 4 年度ごとに横線により、その年度間における増減を事由別に集計して記入する。

（日本産業規格A列4番）

別記様式第4（第11条関係）

国有財産（航空機）受領官指名簿

指名者 確認	指名 内容	指名 年月日	階級	氏名 (署名又は 記名押印)	解除 年月日	本人 確認	解除者 確認	備考

注 確認欄は、自署又はこれに代えて本人確認が可能となる記録を行うものとする。

（日本産業規格A列4番）

別記様式第5（第12条関係）

航空機受領調書

引渡しに関する書類及び図面等と照合した結果、下記の航空機は、国有財産として適格

と認める。

記

型式・機番号						
取得等の事由						
数 量						
製造会社名			製造番号			
受渡相手の部局、会社等名		(寄附、所管換又は所属替に限る。)				
受領年月日						
受領場所						
要	機 体			翼		
	全 長		全 幅	全 高		
目	発動機	型式			巡航速度	
		出力			全備重量	

年 月 日

国有財産（航空機）受領官
官 職 氏 名

注 国有財産（航空機）受領官の氏名は、署名又は記名押印とする。

(日本産業規格 A 列 4 番)

別記様式第 6 (第12条、第20条関係)

年 月 日

(供用部隊の長)

殿

国有財産（航空機）受領官
官職 氏 名 ㊦

航空機受領報告書

標記について、別添のとおり報告する。

添付書類： 1 航空機受領調書（写）又は納品書・（受領）検査調書（写）

2 当該航空機の主要設備一覧表

注 1 所管換及び所属替による場合には航空機受領調書の写しを、新造及び購入による場合には納品書・（受領）検査調書の写しを添付する。

2 国有財産（航空機）受領官の氏名は、署名又は記名押印とする。

(日本産業規格 A 列 4 番)

別記様式第 7 (第14条関係)

(供用部隊の長)

(渡)

殿

(受)

海上幕僚監部装備計画部長

国有財産（航空機）の用途廃止前の供用替について（通知）

標記について、海上自衛隊所属国有財産（航空機）取扱規則（昭和42年海上自衛隊達第73号）第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

供用替 年月日	分 類	種 別	型 式	機番号	供用部隊名		備 考
					渡	受	

関連文書： 年度業務細部計画第 項

写送付先：

(日本産業規格A列4番)

別記様式第8（第15条関係）

(供用部隊の長)

殿

海上幕僚監部装備計画部長

国有財産（航空機）の受領について（通知）

※新造

標記について、航空機 型 号機は、防衛装備庁の検査合格の日をもって供用さ
購入

れるので、株式会社から受領されたい。

関連文書： 年度業務細部計画第 項

写送付先：

注 ※印の箇所は、不要な文字を抹消する。

(日本産業規格A列4番)

別記様式第9（第15条関係）

(部局長)
海上幕僚長 殿

(供用部隊の長)

国有財産（航空機）の受領について（報告）

標記について、海上自衛隊所属国有財産（航空機）取扱規則（昭和42年海上自衛隊達第73号）第15条第2項の規定に基づき、別添のとおり報告する。

関連文書：発簡番号（ 年 月 日）

添付書類：1 航空機受領調書（写）又は納品書・（受領）検査調書（写）
2 当該航空機の主要設備一覧表

写送付先：

注 関連文書は、受領の通知文書とする。

(日本産業規格A列4番)

別記様式第10（第17条関係）

国有財産（航空機）取得調書

- 1 管理部局名 防衛省海上幕僚監部
- 2 当該財産の台帳記載事項

区分	種目	型式	機 番 号	構造及び 寸 法	性能及び 用 途	台帳 価 格 (円)	沿革	主要設備
				機体： 翼： 全長： 全幅： 全高：	発 動 機 型 式： 出 力： 巡 航 速 度： 乗 員 数： 全 備 重 量： 用 途：			

- 3 取得した年月日及び事由

- (1) 年月日
- (2) 事由

- 4 取得した相手方の住所及び名称

- 5 その他参考となるべき事項
年 月 日

防衛省所管国有財産部局長
防衛省海上幕僚長
階級

氏 名
(日本産業規格A列4番)

別記様式第11（第20条関係）

所管換
 国有財産（航空機） 受渡証書
 所属替

受渡 年 月 日

渡 省（府）所管 国有財産部局長

官職 氏 名

受 省（府）所管 国有財産部局長

官職 氏 名

次のとおり国有財産（航空機）の受渡しを了した。

区 分	渡		受		
所 管 名					
会 計 名					
分 類					
種 類					
用 途					
増 減 事 由 用 語					
所 在					
区分	数量単位	数 量	価 格	有償価格	備 考

添付書類：国有財産台帳（写）

記載要領

- 1 所管名、会計名、分類及び書類は、国有財産法令に定めるところによる。
- 2 用途は、財産異動の目的を記載する。
- 3 増減事由事項は、国有財産法施行細則別表第2及び訓令別表による。
- 4 所在、区分、数量単位、数量及び価格は、渡し部局の国有財産台帳による。
- 5 有償価格は、異なる会計間の財産の異動の場合に限り記載する。
- 6 受渡証書は、国有財産の異動を証するため国有財産を引き渡す部局長が2部を作成し、受渡両部局長がそれぞれ1部を保有する。
- 7 供用部隊の長は、第20条第3項の規定に基づき、財産の受渡しを行う場合において部局長に準じて受渡証書を作成し、保有するものとする。この場合には、「渡」又は「受」には、当該供用部隊の長の官職氏名を記載する。
- 8 前号による受渡証書は、財産の受渡部局間における部局長相互の受渡証書とは別に作成する。
- 9 様式のうち不要な文字を抹消する。

（日本産業規格A列4番）

※所管換
 国有財産（航空機） 調書
 所属替

1 管理部局名 防衛省海上幕僚監部

2 当該財産の台帳記載事項

区分	種目	型式	機 番号	構造及び 寸 法	性能及び 用 途	台帳 価格 (円)	沿革	主要設備
				機体： 翼： 全長： 全幅： 全高：	発 動 機 型 式 ： 出 力 ： 巡航速度： 乗 員 数 ： 全備重量： 用 途 ：			

3 ※所管換、所属替の年月日及び事由

(1) 年月日

(2) 事由

4 相手部局の住所及び名称

5 用途及び利用計画

6 その他参考となるべき事項

年 月 日

防衛省所管国有財産部局長

防衛省海上幕僚長

階 級 氏 名

注 ※印の箇所は、不要な文字を抹消する。

(日本産業規格A列4番)

別記様式第13 (第21条関係)

供 用 替 航 空 機 受 渡 証 書

受 渡 年 月 日

渡 (旧供用部隊の長)

官 職 氏 名

受 (新供用部隊の長)

官 職 氏 名

供用替の航空機について、次のとおり受渡しを了した。

型 式	機 番 号	供用替の事由	受渡場所	備 考

添付書類：装備品目録等

注 受渡証書は、航空機を引き渡す供用部隊の長が2部作成し、受渡両供用部隊の長がそれぞれ1部を保有する。

(日本産業規格A列4番)

別記様式第14（第23条関係）

貸付
航空機受渡証
借受

渡（受）（供用部隊の長）

官 職 氏 名

受（渡）（相手部局長の指定する部隊又は官職の長）

官 職 氏 名

貸付

航空機について、次のとおり受渡しを了した。

借受

1 型式、機番号その他

型 式	機 番 号	使 用 期 間	使 用 目 的	備 考

2 受渡年月日

3 受渡場所

4 添付書類（関係書類の写）

（日本産業規格 A 列 4 番）

別記様式第15（第25条関係）

整備航空機引渡証書

渡（供用部隊の長）

官 職 氏 名

受（会社名、所在地）

代表者 氏 名

整備航空機について、次のとおり引渡しを了した。

1 型式、機番号その他

型 式	機 番 号	受 渡 事 由	整 備 の 概 要	整 備 実 施 期 間	備 考

2 引渡年月日及び場所

3 整備契約番号（又は依頼文書番号）及び年月日

4 整備事業所名（又は他自衛隊名）

5 装備品目録等（名称、数量等を記入する。）

注 引渡証書は、整備航空機を引き渡す供用部隊の長が2部作成し、供用部隊の長、整備事業所の代表者が押印してそれぞれ1部を保有する。

（日本産業規格 A 列 4 番）

別記様式第16（第25条関係）

発 簡 番 号
年 月 日

（部局長）
海上幕僚長 殿

（供用部隊の長）

整備航空機の引渡しについて（通知）

標記について、海上自衛隊所属国有財産（航空機）取扱規則（昭和42年海上自衛隊達第73号）第25条第2項の規定に基づき、別添のとおり報告する。

添付書類：整備航空機引渡証書（写）

写送付先：

（日本産業規格A列4番）

別記様式第17（第27条関係）

発 簡 番 号
年 月 日

（部局長）
海上幕僚長 殿

（供用部隊の長）

整備航空機の受領について（報告）

標記について、海上自衛隊所属国有財産（航空機）取扱規則（昭和42年海上自衛隊達第73号）第27条第3項の規定に基づき、別添のとおり報告する。

添付書類：納品書・（受領）検査調書（写）

写送付先：

（日本産業規格A列4番）

（部局長）
海上幕僚長 殿

（供用部隊の長）

供用航空機属具変更報告書

1 型式、機番号その他

型 式	機 番 号	年 月 日	事由用語	主要設備		数量単位
				区 分	細 分	

2 その他参考となるべき事項

注 事由用語は、取付又は取こわしのいずれかを記入する。

（日本産業規格A列4番）

国有財産（航空機）台帳変更調書

1 増減事由

型航空機の 設備の一部（ ）
変更に伴う台帳価格変更

2 異動年月日

3 機番号、増減事由用語等

機 番 号	増減事由用語	増減価格(円)	現在額価格(円)

年 月 日

防衛省所管国有財産部局長

防衛省海上幕僚長

階級 氏 名

（日本産業規格A列4番）

（部局長）
海上幕僚長 殿

（供用部隊の長）

供 用 航 空 機 被 害 報 告 書

供用航空機に被害があったので、次のとおり報告する。

- 1 型式
- 2 機番号
- 3 被害の程度
- 4 事故発生日時
- 5 事故発生場所
- 6 被害の原因
- 7 滅失又はき損に対する応急措置
- 8 被害状況の写真
- 9 その他参考となるべき事項

注1 電報による場合は、項目の番号のみを記入する。

- 2 被害の程度は、航空事故調査及び報告等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第35号）第2条の3に規定する破壊、大破、中破又は小破の分類を記入する。

（日本産業規格A列4番）

国有財産（航空機）被害調書

1 管理部局名 防衛省海上幕僚監部

2 当該財産の台帳記載事項

区分	種目	型式	機 番 号	構造及び 寸 法	性能及び 用 途	台帳 価 格 (円)	沿革	主要設備
				機体： 翼： 全長： 全幅： 全高：	発 動 機 型 式： 出 力： 巡 航 速 度： 乗 員 数： 全 備 重 量： 用 途：			

3 滅失又はき損の原因及び事故発生の日時

(1) 日時及び場所

(2) 滅失又はき損の原因

4 被害財産の明細

5 損害見積価格及び復旧可能なものについては復旧費の見込額

6 き損した財産の保全又は復旧のためにとった応急措置

7 その他参考となるべき事項

年 月 日

防衛省所管国有財産部局長

防衛省海上幕僚長

階 級 氏

名

注1 被害財産の明細は、被害の箇所及び程度を記入する。

2 その他参考となるべき事項には、滅失の場合は国有財産台帳除外の日及び国有財産台帳増減事由用語、並びに残がいがあるときはその処分方法を、き損の場合は復旧の有無を記入する。

(日本産業規格A列4番)

（供用部隊の長）

殿

海上幕僚監部装備計画部長

供用航空機の被害に伴う国有財産からの除外について（通知）

標記について、 型航空機（ 号）は、国有財産から除外されたので、海上自衛隊所属国有財産（航空機）取扱規則（昭和42年海上自衛隊達第73号）第30条第4項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

- 1 異動年月日
- 2 増減事由用語
喪失
- 3 増減価格
減 円とし、現在額を0円とする。

添付書類：国有財産（航空機）被害調書

写送付先：

（日本産業規格A列4番）

別記様式第23（第32条関係）

国有財産（航空機）用途廃止調書

1 管理部局名 防衛省海上幕僚監部

2 当該財産の台帳記載事項

区分	種目	型式	機 番 号	構造及び 寸 法	性能及び 用 途	台帳 価 格 (円)	沿革	主要設備
				機体： 翼： 全長： 全幅： 全高：	発 動 機 型 式： 出 力： 巡 航 速 度： 乗 員 数： 全 備 重 量： 用 途：			

3 用途廃止年月日及び事由

(1) 年月日

(2) 事由

4 用途廃止後の処分方法

5 その他参考となるべき事項

年 月 日

防衛省所管国有財産部局長

防衛省海上幕僚長

階 級 氏 名

(日本産業規格 A 列 4 番)

（供用部隊の長）

殿

海上幕僚監部装備計画部長

国有財産（航空機）の用途廃止について（通知）

標記について、
型航空機（
号）は、別添調書のとおり国有財産としての用途を廃止されたので、当該航空機を物品に編入されたく海上自衛隊所属国有財産（航空機）取扱規則（昭和42年海上自衛隊達第73号）第32条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

- 1 異動年月日
- 2 増減事由用語
取こわし
- 3 増減価格
減
円とし、現在額を0円とする。

添付書類：国有財産（航空機）用途廃止調書
写送付先

（日本産業規格A列4番）

返 還 航 空 機 調 査 表

A I R C R A F T

FEDERAL STOCK NO. 物品番号	
ITEM NAME 品 名	
NAME OF MANUFACTURE DESIGN NO. 製造会社名 デザイン番号	
YEAR OF MANUFACTURE 製造年次	
SERIAL NO. 機体番号	
ENGINE MAKER AND MODEL エンジン製造会社名 型式	
QTY OF ENGINE エンジン数	
ENGINE SERIAL NO. エンジン番号	
ENGINE HP& RPM OTHER DATA エンジン馬力、回転数、その他必要細目	
CAPACITY OF PASSENGER AND CREW 乗客及びとう乗員数	
TOTAL AIRFRAME TIME 総飛行時間数	
LAST AIRFRAME OVERHAUL YEAR 最終機体総点検年次	
TOTAL ENGINE TIME 総エンジン使用時間	
LAST ENGINE OVERHAUL DATE 最終エンジン総点検年月日	
MISSING ACCESSORIES OR MAIN PARTS 主要部品及び附属品の欠品状態	
D I M E N S I O N S 寸 法	
STORAGE DATA (INSIDE OR OUTSIDE) 保管場所（屋内又は屋外）	
CONDITION CODE 等級区分	
ACQUISITION COST (TURN-IN) 価 格	
WEIGHT DRY WEIGHT 総重量 乾重量	
ANY ADDITIONAL INFORMATION その他必要事項	
最終O/H飛行時間	
最終E/Gの使用時期	
注1 除籍の日をもって来歴簿に基づき記入する。 2 英文で記入すること。 3 価格の項には、欠品の主要部品及び附属品の価格を差し引いた価格を記入すること 4 写真（正面及び側面のキャビネ版）各5枚を添付すること。 5 第33条第2項の規定による場合は、件名を「共同生産機（合衆国政府取り分）調査表」とする。	

発 簡 番 号
年 月 日

（部局長）

海上幕僚長 殿

（供用部隊の長）

国有財産（航空機）の物品編入について（報告）

標記について、 型航空機（ 号）を物品として分任物品管理官に引き渡した
ので、海上自衛隊所属国有財産（航空機）取扱規則（昭和42年海上自衛隊達第73号）第32
条第4項の規定に基づき報告する。

国連文書：発簡番号（ 年 月 日）

添付書類：物品編入に係る書式（写）

写送付先

（日本産業規格A列4番）

別表第1（第36条関係）

主物の区分及び細分表

区分	細分	区分	細分
機	主翼 補助翼 フラップ 昇降舵 方向舵 水平安定板 垂直安定板 翼端浮舟 胴体 座席 降着装置 燃料タンク 操縦系統装置 油圧系統装置 空気系統装置 メインローターブレード テールローターブレード	動力	燃料系統装置 潤滑油系統装置 吸気系統装置 排気系統装置
		電機	電動機 インバータ 回転計発電機 電圧調整器 バッテリー 配電装置 照明装置
体		計	高度計 対気速度計 旋回傾斜計 ジャイロ水平儀 吸入圧力計 燃圧計 燃料計 気化器空気温度計 筒温計 油温計 油圧計 回転計
動力	レシプロエンジン エンジン・マウント エンジン・カウリング エンジン・ナセル エンジン・コントロールシステム スタータ プロペラ タービンエンジン ジェットポッド トランスミッションシステム	器	タービンエンジン回転計 タービンエンジン油圧計 タービンエンジン排温計

別表第2 (第36条関係)

主要設備の区分及び細分表

区 分	細 分	区 分	細 分
補助動力設備	補助動力装置 空気圧縮機	航 法 設 備	VOR受信機 電波高度計 波高計 高度警報装置 警報音発振器 真気速送信機 姿勢方位基準装置 潜望式六分儀マウント 潜望式六分儀シャッタ セントラル・レピータ・システム
操縦設備	自動安定装置 自動操縦装置 標準ピトー管 飛行指令指示装置 ドラッグ・シュート		
保安設備	空気調和装置 空気式始動装置 防除氷装置 防火装置 酸素装置 携帯用酸素装置 油圧ポンプ		
救難設備	救助用ホイストカーゴスリング装置 信号けん銃 信号けん銃用マウント 救命索投射機 救命浮舟	武 装 設 備	マリンマーカ後方投射機 ソノブイ投射機 マーカ投下器 ボンブラック エジェクタ・ラック アーミング・ユニット アダプター 投下管制装置 ミサイル管制装置 ミサイル管制装置用付加機 標的えい航装置 標的監視カメラ 射撃評価装置 チャフ散布装置 魚雷管制パネル 魚雷コントロール・ケーブル・レトリバー
通信設備	機内交話機 インターホン装置 マイクロホン マイクレシーバブラケット 無線通信装置 衛星通信装置 空中線整合器 印刷電信機 テレタイプライタ クラッシュロケータ装置 救命無線機 戦術用秘話装置 符号変更機 音声処理装置 データリンク装置 データターミナル装置 音響信号電送装置 表示装置 処理器用ラインプリンタ データレコーダ シグナルコンディショナ グラフィックレコーダ PCM 復調器 PCM エンコーダ FS付加器 CVR	捜 索 ・ 妨 害 設 備	レーダ ソナー 逆深装置 磁気探知装置 磁探用記録器 磁探信号処理装置 選択識別装置質問機 選択識別装置応答機 デコーダ 機上電子計算機 戦術データ処理装置 戦術データ総合指示装置 戦術データ入出力管制装置 戦術情報処理表示装置 戦術表示装置 補助表示装置 ソノブイ受信機 ソノブイ直上指示装置 ソノブイ信号切換器 ソノブイ管制装置 ソノブイレファレンスシステム ソノデータ記録装置 ダイファア装置 音響信号処理装置 音響試験信号発生器 赤外線探知装置 映像記録装置 制御処理器 信号録音装置 信号変換装置 訓練用電波妨害装置 電子戦データ収集装置 ミサイル・シーカ・シミュレータ 記録器 干渉抑圧器 海中雑音レベル指示器 BT記録機
航法設備	自動方位測定機 方向距離機首方位指示機 機上タカン装置 ロラン航法装置 ドブラ航法装置 オメガ航法装置 デッカ航法装置 GPS航法装置 慣性航法装置 航法計算装置 航法表示装置 航路指示器 航跡記録装置 ILS受信装置 計器着陸装置		